

大阪市西成区告示第419号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和6年12月3日

大阪市西成区長 臣 永 正 廣

本 籍	不 詳
住 所	不 詳
氏 名	不 詳
年 齢 ・ 性 別	不 詳（推定年齢60歳位）
人 相 ・ 特 徴	不 明
着 衣	Tシャツ・長ズボン着用
遺 留 金 品	現金 1,000 円、キャッシングサポートカード、紙片 3 部
発見日時・場所	令和6年8月22日 午後0時41分 大阪市西成区花園北1丁目2番7号 新今宮ハイツ107号
死亡日時・場所	令和6年8月12日頃（推定） 発見場所に同じ
死 因	死後変化高度のため不詳
処 置	検視のうえ、小林斎場にて火葬に付す。
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（西成区役所保健福祉課）

（令和6年12月3日掲示済）